

選択約款変更届出書

沖電お営営発第 50 号

平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 大嶺 満

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日	平成 28 年 1 月 1 日

別 紙

業務用蓄熱空調補完契約

(選 択 約 款)

平成 28 年 1 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 条 件	1
4	時 間 帯 区 分	1
5	料 金	2
6	計 量	2
7	そ の 他	2
	附 則	4

1 目 的

この選択約款は、蓄熱式空調機器の補完的役割を果たす蓄熱式空調機器以外の電気空調機器（以下「非蓄熱式電気空調機器」といいます。）を蓄熱式空調機器とあわせて使用することによって、負荷移行を促進する等、電力設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 条 件

供給約款の業務用電力または選択約款の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 選択約款の業務用蓄熱調整契約の適用を受けること。
- (2) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システム（以下「電気空調システム」といいます。）を使用すること。

なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式とし、定格電圧は、原則として200ボルトといたします。

4 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) ピーク時間

毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

- (2) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、供給約款またはこの選択約款以外の選択約款によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱補完割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱補完割引額

蓄熱補完割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱補完割引額 = (2)の非蓄熱電力量 × (3)の割引単価

(2) 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、6（計量）により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお、各月における非蓄熱電力量は、業務用蓄熱調整契約5（料金）(2)の蓄熱電力量を上回らないものといたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円24銭
------------	-------

6 計 量

(1) 当社は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 非蓄熱電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(3) 供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(4) 非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

7 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この選択約款に定めのない規定については、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力または業務用蓄熱調整契約に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年1月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

- (1) 5（料金）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、(2)の場合を除き、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

各月の料金は、供給約款またはこの選択約款以外の選択約款によって算定された早収料金の場合の金額から蓄熱補完割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

(1) 蓄熱補完割引額

蓄熱補完割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{蓄熱補完割引額} = (2) \text{の非蓄熱電力量} \times (3) \text{の割引単価}$$

(2) 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、6（計量）により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお、各月における非蓄熱電力量は、業務用蓄熱調整契約附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)口の蓄熱電力量を上回らないものといたします。

(3) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円24銭
------------	-------

添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖 縄 電 力 株 式 会 社

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 12 月 1 日届出により変更となったことにもない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき、ここに平成 27 年 2 月 5 日届出の業務用蓄熱空調補完契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。